

## 社会福祉法人行田市社会福祉協議会理事会議事録

### 1 会議の日時及び場所

(1)日 時 平成30年3月28日(水) 午前10時00分 開 会  
午前11時10分 閉 会

(2)場 所 行田市総合福祉会館 第3相談室

### 2 理事現在数 9名

(1)出席理事 9名

工藤理事、阿久津理事、島田理事、中村理事、吉田理事、  
細谷理事、蛭間理事、引地理事、風間理事

(2)欠席理事 なし

(3)監事 大谷監事、木村監事

(4)事務局 内山事務局長、松本事務局次長、磯川事務局次長、  
長谷川主幹、島崎主幹、塚原主幹

### 3 議事の経過及び議案の結果

(1)開会宣言

事務局は、「本理事会が、行田市社会福祉協議会定款第28条第1項の規定による決議に必要な過半数を超える出席数となる」との報告をする。

(2)議長の選出

事務局は議長の選出について、議場に諮った。「工藤会長にお願いしたい」との声が上がり、事務局は、工藤会長を議長に提案した。工藤会長は、理事全員から承認を得て議長に就任した。

(3)議事

議長は、報告第1号「専決処分の報告について」を議題とし、事務局に説明を求めた。

事務局は、報告第1号について、「サービス区分の法人運営事業において、平成29年5月に育児休業から復職した職員の配属先が、行田市障害者福祉センターから事務局内の地域福祉担当へ異動となったことから、必要となる職員給料、職員賞与及び法定福利費に不足が生じたため、収入支出予算を専決処分により補正させていただいたもの」と、「サービス区分の児童発達支援事業において、法人運営事業の収入支出補正予算書に関連した法人運営事業の不足額を専決処分により補正をしたもので、経理規程第20条第2項の規定により、理事会へ報告するもの」と説明をする。

議長は、事務局の説明の後、報告第1号について、質疑等を募ったが、議場からは、意見・質問等は出されず、「異議なし」の声が上がったため、報告案件を終了とした。

次に議長は、議案第1号「社会福祉法人行田市社会福祉協議会職員就業規則の一部改正について」を議題とし、その説明を事務局に求めた。

事務局は、議案第1号について、「行田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正に準じ、職員の解雇に関し特例を設けるために、所要の改正を行うもの」と説明をする。

議長は、事務局の説明の後、議案第1号について、質疑等を募った。

細谷理事から「その刑の執行を猶予された者については、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとする。とあるが、誰が認めるのか。また、どのような場合をいうのか。」と質問が出された。

事務局は、「事務局内において審議させていただき、最終的には、会長が判断することになる。また、判断基準としては、例えば、執行猶予の期間、過失の程度、被害の大きさ、事故後の対応、被害者側の理解、それまでの勤務実績、公務に及ぼす支障の程度等を総合的に勘案するとともに、公務に対する信頼に及ぼす影響にも留意して厳格に運用することになる。」と答弁し、細谷理事は了承した。

議長は、再度、議案第1号について、質疑等を募った。

蛭間理事から「就業規則の改定は、本日の理事会の承認をもって、改定日となるのか。また、一般的に就業規則は組合がない場合は、職員の過半数を代表する者の承認が必要となるが、そこはどうなっているのか。」と質問が出された。

事務局は、「改定日については、本日としている。また、職員の過半数を代表する者の承認が必要となる就業規則変更の届出については、本日の理事会の結果を踏まえて、同日で進めることとしている。」と答弁し、蛭間理事は了承した。

さらに、蛭間理事から「今回の改定は、臨時職員についても適用されるのか。」と質問が出された。

事務局は、「今回の改定は、正規職員が適用されるものであり、今後は、

この就業規則に準じて嘱託職員、臨時職員の改定を予定している。」と答弁し、蛭間理事は了承した。

議長は、再度、議案第1号について、質疑等を募ったが、議場からは、意見・質問等は出されず、「異議なし」の声が上がる。

暫くの後、議長は、挙手による採決する旨を宣した。採決の結果、出席理事全員から賛成との挙手があり、議長は、全会一致を以って議案第1号を原案のとおり承認する旨を宣した。

次に議長は、議案第2号「平成30年度社会福祉法人行田市社会福祉協議会事業計画及び予算について」を議題とし、その説明を事務局に求めた。

事務局は、議案第2号について、会議資料の「平成30年度事業計画・予算書」により説明をする。

議長は、事務局の説明の後、議案第2号について、質疑等を募った。

細谷理事から「地域安心ふれあい事業のいきいき元気サポート制度について、サポーター数、活動時間数の数値目標を平成29年度に比べて減じているが、目標値を下げる原因となったのはどんなことか。」と質問が出された。

事務局は、「サポーター数の数値目標を下げた原因については、サポーターの高齢化によるものである。本会としては、イベント等を通じて登録者の確保に努めている。活動時間数の減少については、デマンドタクシーの普及などから付き添い等の時間を要すサービスが減ったもので、今後は、サポーターからの意見を聞きながらサービス内容の改善を図っていくこととしている。」と答弁する。

続けて、細谷理事から「サポーター数が減っているのは、サポーターへの謝礼が1時間500円の商品券ということに原因があると考えている。有償のボランティアとはいえ、今の時代にマッチしていないのではないか。また、利用者の負担は700円であり、差額の200円は社協の事務費となっている。こうしたことも含め、金額の見直しをするべきではないか。」と質問が出された。

事務局は、「利用者への負担をかけないでサービス提供したいとサポーターの意見があることから、利用者負担額を上げることは難しいと考えるが、事務費となる200円については、所管課と協議させていただき、検討していきたい。」と答弁し、細谷理事は了承した。

議長は、再度、議案第2号について、質疑等を募った。

阿久津理事から「支えあいマップづくりの更新自治会数が75自治会とあるが、自治会総数は185自治会である。すべての自治会で作成し、更新するものではないのか。」と質問が出された。

事務局は、「支えあいマップは、平成22年度に全自治会が作成しているが、その後の更新をしている自治会は、毎年更新するところもあれば、2年ごとに更新しているところもある。そのため、更新自治会は毎年70自治会前後を推移している。また、支えあいマップづくりとしてだけでなく、名簿管理で地域を把握している自治会もある。こうした自治会の状況を確認しながら支えあいマップづくりの周知をしている。」と答弁し、阿久津理事は了承した。

議長は、再度、議案第2号について、質疑等を募った。

細谷理事から「生活支援体制整備事業について、具体的にはどんなことを実施しているのか。説明には、地域資源の開発とあるが、これはどんなことなのか。」と質問が出された。

事務局は、「市より委託を受け、生活支援コーディネーターの配置を行い、地域の見守り活動を話し合う地域支援ネットワーク会議、地域ごとの支えあいマップ作成の場及びいきいきサロン等に参加し、高齢者が生活する上で困っていることの把握を行うものであり、現在は、地域資源マップなどの作成を手掛けている。」と答弁する。

続けて、細谷理事から「この事業には、数値目標もなく、具体的にどんな活動をしているのかが解らない。事業費を何にどのように使ったのかが確認できるように、例えば、職員が何人この事業に関わり、こうした活動に何時間を費やしたかなどを示していただきたい。」と質問が出された。

事務局は、「職員の活動時間を具体的に示すことはできないが、専従の職員1名を、生活支援コーディネーターとして配置しており、補助するための職員を2名配置している。」と答弁し、細谷理事は了承した。

議長は、再度、議案第2号について、質疑等を募った。

細谷理事から「介護予防事業について、総事業費が減額となっていることについて、通所型C事業が他の事業所へ変更となったと聞いているが、なぜ

市が他の事業所へ委託したかということ、社協としては分析しているか。」と質問が出された。

事務局は、「通所型C事業は、年間の参加人数が20名弱ということから規模の小さい事業であり、平成29年度は本会と他の1事業者が実施したところである。利用者については、この2業者で取り合うことになったことから、今後の実施について市と協議した結果、本会としては、撤退することとした。」と答弁した。

続けて、細谷理事から「社協から撤退したということだが、通所型C事業が年間20名程度という集まりの少なかった点については、どのように考えているのか。」と質問が出された。

事務局は、「来年度は、通所型A事業と一般介護予防教室事業の実施となるが、より多くの方に参加していただけるよう、事業の周知を図り利用者増に努めていきたい。」と答弁した。

続けて、細谷理事から「機能回復訓練事業にも共通することだが、総合福祉会館という施設には、プールや運動できる施設もあることから、こうした施設を有効活用し、どの事業においても利用者を増やす努力をしていただきたい。利用者が少ないからといって通所型C事業を撤退するといったことのないようにしていただきたい。こうしたことも踏まえて、続けて質問させていただくが、機能回復訓練事業についても数値目標が減となっている。利用者を増やす努力はしないのか。」と質問が出された。

事務局は、「機能回復訓練事業については、平成29年度に発足したやすらぎ麻雀クラブの活動に参加している方が、機能回復訓練事業に参加しなくなってしまったこともあることから、再度、呼びかけし、午前中は麻雀、午後は運動といった取り組みをしていただけるよう参加を促していきたい。」と答弁した。

続けて、細谷理事から「麻雀の参加者だけでなく、それ以外のところからも参加していただけるように掘り起こしをすることが必要ではないか。麻雀に参加している方たちは、十分に活動的であり、そうではない介護状態になる前の方に参加していただかなければならないのではないかと。社協としても

さらに利用者増に向けて努力をしていただきたい。」と意見を出し、事務局はこれを了承した。

議長は、再度、議案第2号について、質疑等を募った。

細谷理事から「学習支援事業について、ボランティアとして係る先生の時間給が上がると聞いているが、そのことと、生徒数を増やすこと、また、民間の事業者へ委託するということについて、説明していただきたい。」と質問が出された。

事務局は、「学習支援する先生の体制としては、学習支援員1名と学習指導員4名を予定しており、学習指導員の時間給は1時間1,500円としている。また、高校生への学習指導も予定しており、こちらについては、高度な指導となることから、学習塾の業者へ委託していくこととしている。生徒数については、生活保護世帯の生徒が10名、その他の世帯で20名ということで30名以内の枠の中で実施を予定している。」と答弁した。

続けて、細谷理事から「高校生対象の学習支援について、民間に委託することのだが、委託する中で生徒の内訳などの詳細は決まっていないのか。」と質問が出された。

事務局は、「現在、生徒の内訳は未定となっているが、個別で学習する教室が1つ、集団で学習する教室1つ、居場所としてできる教室が1つということに予定している。また、生徒の学力にもよるが、実際に生徒の状況を判断して、割り振りさせていただく。」と答弁した。

続けて、細谷理事から「3つの教室を作るとなると、コミュニティセンターみずしろの部屋を3室借りることになるのか。」と質問が出された。

事務局は、「占有することはできないため、その時の状況を見ながら部屋を借りていくこととしている。」と答弁し、細谷理事は了承した。

議長は、再度、議案第2号について、質疑等を募ったが、議場からは、意見・質問等は出されず、「異議なし」の声が上がる。

暫くの後、議長は、挙手による採決する旨を宣した。採決の結果、出席理事全員から賛成との挙手があり、議長は、全会一致を以って議案第2号を原案のとおり承認する旨を宣した。

次に議長は、議案第3号「社会福祉法人行田市社会福祉協議会評議員会の

招集について」を議題とし、その説明を事務局に求める。

事務局は、議案第3号について、「定款第13条第1項の規定により、評議員会の招集について、理事会の決議を求めるもの」と説明をする。

議長は、事務局の説明の後、議案第3号について、質疑等を募ったが、議場からは、意見・質問等が出されず、「異議なし」の声が上がる。

暫くの後、議長は、挙手による採決する旨を宣した。採決の結果、出席理事全員から賛成との挙手があり、議長は、全会一致を以って議案第3号を原案のとおり承認する旨を宣した。

以上で議事は全て終了し、会議は午前11時10分に閉会した。

平成30年3月28日